


所管部課	子育て支援部 青少年課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所指導員の設置に関する要綱			
	部課機関				
<p>1 要旨</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第50号）が平成31年3月29日付けで改正され、放課後児童支援員となることができる者の要件が拡大された。この内容に従い、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を下記のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 放課後児童支援員の要件のうち、「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。」を「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」に変更する。</p> <p>2 施行日 公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>3 影響及び効果 放課後児童支援員となることができる者の要件を拡大することで、より幅広く人材の確保が図られる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、平成31年第2回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。